

## 児童の携帯電話・インターネット利用について

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力いただきまして、ありがとうございます。

今日、情報化の進展は、経済や社会に大きな変化をもたらし、私たちの暮らしを豊かにしています。パソコンや携帯電話、スマートフォン等が広く普及し、誰もが世界中の様々な情報を簡単に入手することが可能になりました。

一方、児童・生徒が SNS を利用することにより、深刻ないじめや犯罪、学力低下など、学校教育に関わる様々な問題も生じています。

東京都教育委員会の調査によれば、SNS において、「自分の悪口や個人情報を書かれた」と回答した児童・生徒が、小学生で 3.2%、中学生で 8.9%、高校生で 15.4%と、年齢が上がるにつれ増加しています。一方、家庭において、SNS やインターネットの利用についてルールを定めていると回答した児童・生徒の割合は、年々低下していることが分かりました。

子供たちに携帯電話を持たせる場合には、その必要性についてよく子供と話し合いをし、その使い方についてルールづくりをするようにしてください。

以上のことを踏まえ、児童見守り等の観点で、携帯電話等を学校に持参させる必要がある場合は、下記のきまりに基づいて、持参許可願を作成し、提出するようご協力ください。また、新年度には、改めて担任からこのプリントを受け取り、持参許可願をご提出ください。

1. 必要最低限の機能のみ使用できるような設定、フィルタリングを行う。
2. 必要の無いときにランドセルから出さない。（原則学校内では出さない）
3. 持参していることを、他の児童に話さない。
4. 故障や紛失等については、保護者が責任をもつ。
5. 本来の目的以外で使用してしまった場合、学校で預かり、直接保護者に返却することもある。

切り取り

平成 年 月 日

あきる野市立前田小学校長 森 真二 様

### 携帯電話の持参許可願

上記の学校の規則に基づいて、携帯電話を持参させたいので、許可願います。

年 組 児童名

保護者名 印

持参目的：